

指 定 自 動 車 の 手 続

申請に必要な書類	○ 緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書 (細則別記様式第20号) ○ 改造後のカラー写真 (前面、後面、両側面の四面から撮影したもの) ○ 構造、車台番号等が分かる書類の写し (車検証、完成検査修了証等) ○ 警光灯(灯火)の仕様書 ○ サイレンの仕様書 (緊急自動車に限る。) ○ 業務委託契約書等の写し (申請者が所有できる機関以外の場合で業務委託契約等を締結している場合)
指定自動車の対象となる自動車	【緊急自動車】 ○ 特別の構造又は装置を有さない消防用自動車(塗色:朱色) ○ 救急用自動二輪車(塗色:白色) ○ 医師派遣用自動車(塗色:白色) ○ ホスピスカー(塗色:制限なし) ○ 警察用自動車(塗色:制限なし) ○ 自衛隊用自動車(塗色:制限なし) ○ 検察庁用自動車(塗色:制限なし) ○ 刑務所等の矯正施設用自動車(塗色:制限なし) ○ 入国者収容所、地方出入国在留管理局用自動車(塗色:制限なし) ○ 公益事業における危険防止のための応急作業用自動車(塗色:制限なし) ○ 水防用自動車(塗色:白色) ○ 血液製剤応急運搬用自動車(塗色:白色) ○ 摘出された臓器、臓器の摘出をしようとする医師等の応急運搬用自動車(塗色:白色) ○ 道路の応急作業用自動車(塗色:制限なし) ○ 妨害電波探査用自動車(塗色:制限なし) ○ 事故例調査用自動車(塗色:白色) ○ 原子力災害時の拡大防止等応急対策用自動車(塗色:制限なし) 【道路維持作業】 ○ 道路パトロール車 ・ 特別の構造又は装置を有する必要はない。 ・ 塗色は、車体の両側面及び後面の幅15cmの帯状かつ水平の部分 を白色に、車体のその他の部分を黄色に、それぞれ塗色したもの。
受付期間等	受付期間:月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く。) 受付時間:8時30分から16時30分まで
受付窓口	鹿児島県警察本部交通部 交通企画課企画指導係 (一部離島署等(奄美警察署・瀬戸内警察署・徳之島警察署・ 沖永良部警察署・与論幹部派出所・喜界幹部派出所)では受付 できません。)
問合わせ先	○ 鹿児島県警察本部交通部 交通企画課企画指導係 (電話 099-206-0110 内線 5016・5018)

※細則～鹿児島県道路交通法施行細則(昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号)